

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○坂東参事 皆さんおはようございます。本日はご多忙の中、久喜市男女共同参画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年度第1回男女共同参画審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、人権推進課長の坂東と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、配付させていただきました次第に沿って進めさせていただきますと存じます。はじめに、開会にあたりまして、稲葉会長からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○稲葉会長 皆様おはようございます。本日は雨の中、風もすごいですね。おいでいただきましてありがとうございます。

事前に新聞記事を私と中村喜美子委員からお配りしました。たまたま同じ記事で、新聞社が違くとコメントがやはり色々違いますが、これは後程読んでいただきたいと思えます。政府から企業に対して、男女の賃金差を公表しなさい、今年度から施行したい、と記事にあります、日本の男女の賃金差というのは77.5%ということで、やっぱり、こういうジェンダーギャップがあるので、良い方向に向かって政府も力を入れたいということです。情報提供申し上げますので、また、読んでいただきたいと思えます。

今日は事務局から、第3次男女共同参画計画の骨子、体系、目標数値案を提示してもらいましたので、これを審議していきたいと思えます。計画策定の山場でございますので、今日のご遠慮なさらず、質問でも、ご意見でもどんどん出してください。ここで結論を出す必要は無いので、積極的にご発言をいただければありがたいと思えます。本日はよろしくお願いいたします。

○坂東参事 ありがとうございます。本日の会議につきましては、令和4年度第1回目の審議会でございます。また、4月1日付の人事異動によりまして、職員の異動もございましたので、ここで職員の紹介をさせていただきますと存じます。

（事務局職員の紹介）

よろしくお願いいたします。なお、誠に恐縮ではございますが、部長、副部長につきましては、この後、別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

（部長、副部長退席）

続きまして、皆様に、ご了承いただきたいことがございます。まず、会議終了後に、会議録を作成し、ホームページ等に公開するため、審議会の内容を録音させていただきますことをご了承ください。

また、この会議は久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第 3 条に基づき、公開となりますことから、傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には対応させていただきますので、ご了解をいただきたいと存じます。

なお、本日の会議録の作成方法につきましては、市の基本的な考え方に合わせまして、全文記録方式とさせていただきます、今回の署名につきましては、名簿順で、石井委員と稲葉会長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

ここで現在の出席委員についてご報告いたします。

本日は委員 10 名中 8 名の委員にご出席いただいておりますので、本会議は、久喜市男女共同参画を推進する条例第 21 条第 2 項の規定により、成立していることをご報告させていただきます。なお、石田委員と杉山委員におかれましては、事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、併せてご報告をいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、久喜市男女共同参画を推進する条例第 21 条第 1 項の規定によりまして、稲葉会長に議長として議事を進めていただきたいと存じます。それでは、稲葉会長よろしく願いいたします。

○**稲葉会長** それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行いたしますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

次第によりまして、議題 3 の (1)、男女共同参画行動計画令和 3 年度、実施計画の推進状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○**吉岡担当主査** 改めまして、人権推進課の吉岡です。私からは、資料 1 から 3 について、順次ご説明させていただきます。

始めに、**資料 1** についてでございます。「第 2 次久喜市男女共同参画行動計画」に掲載した事業内容を基に、令和 3 年度に各所管課で実施した取り組みについて、「実施状況および男女共同参画への配慮に関する調査」を実施し、まとめた資料でございます。基本目標ごとの集計結果を、各基本目標の最後に記載してございます。

なお、令和 3 年度につきまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、各所管課で予定していた事業が実施できない状況がございました。代替事業を実施した場合はその内容を評価していただきましたが、やむを得ず事業実施ができなかった項目につきましては、実施なし、評価なしとして回答をいただいたものもございます。

また、資料1につきましては2点、訂正がございます。

まず1点目、27ページ取組みNo.32505、「子育て家庭への相談支援及び各種情報提供等の充実」です。一番下段の中央保健センターの取り組みにつきまして、中央の推進状況欄の、3歳児健診：1,023人（97.2%）、とございますが、正しくは（97.3%）です。

次に2点目、28ページ取組みNo.32506、「介護者のための相談・支援」です。左から3列目、令和3年度個別目標に【成果】1,788件、とございますが、正しくは1,807件です。また、右側の推進状況の本文にも、同様に相談件数1,788件とございますが、同じく1,807件となります。訂正は以上です。

それでは、基本目標ごとにご説明いたします。資料1をご覧ください。基本目標I『男女の人権が尊重されるまちづくり』につきましては、資料11ページから7ページまで、24項目の実施状況でございます。基本目標Iでは、「人権擁護の推進」、「生涯を通じた健康支援」、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利への配慮」の3つの施策について推進しており、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた施策を展開しています。基本目標Iの3つの施策の柱のうち、2と3については、主に健康・子ども未来部が中心となって行う事業になります。7ページをご覧ください。各施策項目の評価につきましては、24項目のうち、「十分にできた、十分な成果をあげた」と◎（二重丸）で評価したのは12項目、「できた、ある程度の成果をあげた」と○（丸）で評価したのは11項目、「どちらかというときできなかった・事業の対象や手法の見直しが必要である」と△（三角）で評価したのは1項目、事業を実施していないのは1項目でした。基本目標Iの説明は、以上でございます。

続きまして、基本目標II『男女共同参画の意識づくり』についてご説明いたします。資料18ページから16ページまで、33項目の実施状況でございます。基本目標IIでは、「男女共同参画を推進するための啓発活動の充実」、「男女平等教育の推進」、「国際理解の推進」の3つの施策について推進しており、仕事や家庭、育児など、今まで以上に広い分野で、男性と女性が協力し合うことができるよう、男女共同参画の意識づくりや男女平等を基本にした教育を積極的に推進することを示しております。各施策項目の評価につきましては、33項目のうち、◎（二重丸）で評価したのは23項目、○（丸）で評価したのは8項目、△（三角）で評価したのは1項目、事業を実施していないのは1項目でした。基本目標IIの説明は、以上でございます。

続きまして、基本目標III『あらゆる分野に男女が共同参画できる体制づくり』につきましては、資料117ページから31ページまで68項目の実施状況でございます。基本目標IIIでは、「政策・方針決定の場における男女共同参画の推進」、「仕事と家庭の両立支援の推進」、「地域・社会活動における男女共同参画の推進」の3つの施策を柱としており、女性の活躍や、働き方の見直し及び環境整備など仕事と家庭の両立の推進を示しております。各施策項目の評価につきましては、68項目のうち、◎（二重丸）で

評価したのは25項目、○(丸)での評価したのは38項目、△(三角)で評価したのは3項目、事業を実施していないのは2項目となっております。基本目標Ⅲの説明は、以上でございます。

続きまして、基本目標Ⅳ『性別による暴力のないまちづくり』について、ご説明します。**資料1**33ページから36ページまで、16項目の実施状況でございます。基本目標Ⅳでは、「性別による暴力の根絶に向けた啓発」、「被害者のための相談体制と支援体制の充実」の2つの施策を柱としております。DVは、犯罪行為を含む重大な人権侵害であることから、DVの防止および被害者支援に向けた施策を推進し、被害者の子ども等の安全確保も含めた施策を推進します。各施策項目の評価につきましては、16項目のうち、◎(二重丸)で評価したのは7項目、○(丸)での評価したのは9項目で、△(三角)の評価及び、事業を実施していない項目はございませんでした。基本目標Ⅳの説明は、以上でございます。

令和3年度の実施状況全体につきまして、**資料1**36ページ下の表で集計しております。全141項目のうち、◎(二重丸)で評価したのは67項目、○(丸)での評価したのは66項目で、△(三角)で評価したのは5項目、事業を実施していない項目は3項目でございました。前回、令和2年度の推進状況と比較しますと、◎(二重丸)の評価が1.29倍ほど増加しています。また、令和2年度に実施できなかった事業が、令和3年度から再開できるようになるなど、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に対して、各所管課が工夫を凝らし、規模を縮小しての事業実施や、代替事業の実施などに取り組んでいる様子が見受けられました。**資料1**の説明は、以上でございます。

続きまして、**資料2**全課共通取組事項の推進状況をご覧ください。こちらは、『第2次男女共同参画行動計画』において、特定の課だけではなく、すべての課が取組むべき事項をまとめた資料になります。

それでは、**資料2**2ページをご覧ください。設問1の男女共同参画人材リストの活用状況についてです。本市では、男女共同参画社会づくりの一環として、審議会等への女性登用を推進する目的で「男女共同参画人材リスト」を作成しています。令和3年度末の時点で、人材リスト登録者は32名です。このリストは、審議会委員への女性登用促進のほか、各種講座の講師選定に活用していただくため作成しております。リストへの登載につきましては、「広報くき」あるいは、ホームページにて随時、登録者を募集しています。各所属所での活用状況を調査いたしましたところ、このうち、「①市の審議会等への女性委員登用促進のための資料として活用」した課は、アセットマネジメント推進課と社会福祉課の2件、「②の市主催の講演会、講座等の講師選定資料として活用」した課は、0件でございました。「③その他団体・個人が、主催する講座等の講師依頼」と「④団体・個人への技術提供の依頼等」につきましては、人材リスト登録者あてに10月以降に照会する予定です。人材リストにつきましては、公共施設等の市民参加コーナーに配架しておりますが、周知が図られていない現状があり、市民の皆様へ広

く活用していただけるよう周知の方法を工夫してまいりたいと考えております。また、登録者につきましても、今後増やしてまいりたいと考えております。

設問2は、課内部の職務分担についての調査でございます。取り組みNo.31201（女性職員の職域拡大及び職務分担の見直し）でございます。実施課が57課です。こちらは1点、訂正がございます。設問2の⑥「来客時のお茶の用意などの接待は性別に関わりなく行っている」です。一番右側の割合が98%とございますが、正しくは100%となります。訂正は以上です。すべての課において性別に関わりなく職務分担がされており、目標は達成しています。今後も、性別に関わりなく職務を遂行するよう働きかけを行います。

続きまして、3ページをご覧ください。設問3は、取組みNo.32501（保護者の行事等への参加に対する配慮）でございます。「就学前の子どもをもつ保護者が、安心して気軽に各種講座や催しものに参加できるよう、市で開催する講座は保育付きを原則とする。」という取組み内容について、各課が回答したものです。託児を実施した課は0、また、託児希望が無いため実施しなかった課は人権推進課の1課でございました。託児を実施しなかった課は9課で、主な理由といたしましては、YouTubeを活用してオンラインで講座を開催した、幼児と保護者が一緒に講座なので託児の必要がない、参加対象者を中高年以上としている、新型コロナウイルス感染症予防のため、などが挙げられました。

設問4は、取組みNo.33102（各種事業・会合等への参加しやすい開催日時等の配慮）でございます。市民を対象とした各種事業・会合等を開催したのは17課で、そのすべての課が、子育て中の保護者や男性も参加しやすい開催日時等に配慮したとの結果でございます。資料2につきましては以上です。

続きまして、資料3をご覧ください。男女共同参画行動計画につきましては、実効性を高めるために幾つかの施策について、具体的な数値目標を取り入れて計画を推進しております。資料3につきましては、第2次久喜市男女共同参画行動計画の34ページに記載しております目標数値と、令和3年度の実績でございます。資料3裏面の上から2段目、市の男性職員の育児休業取得率は114.3%と高い水準となっております。取得日数を問わない調査結果でございますので、取得した日数は個別となっております。なお、この114.3%の下にカッコ書きで（令和3年度）とありますが、こちらは正しくは「令和4年3月31日現在」となります。訂正をお願いします。資料3につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

○稲葉会長 どうもありがとうございました。議題(1)について事務局から説明がありました。皆様、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

私から質問をいたします。資料2 2ページ目、設問2の⑧、⑨ですね。この2/57というのは？

○吉岡担当主査 この2/57は、設問2の⑧、⑨でそれぞれ意見があった課をこちらに記載し

ております。57課のうち2課、意見をもらっている状況です。

- 稲葉会長 意見をもらった課ですか。固有の役割のある、なしはどちらなのでしょう。
- 吉岡担当主査 例えば、⑧の意見があった課、道路河川課からは、課内は男性のみのため、特にこういった性別固有の役割はありませんと回答があります。
- 稲葉会長 この質問の趣旨は、性別固有の役割は何かあるか。それに対して、うちの課はあります、ありませんというのが回答でしょうから。意見ではなくて。
- 佐藤補佐 こちらの2件は、意見をいただいた課の件数になっております。意見の内容を見ますと、1件目の道路河川課は、性別固有の役割は特になしという回答ですので、課内は男性だけのため、性別固有の役割は特になしということになっております。また、その下の学務課についても、男女の別なく取り組んでいるということで、性別固有の役割は持ってはいないというご意見をいただきました。こちらに関しては意見をいただいたのが2課ということをお願いいたします。
- 稲葉会長 それはわかります。ですから、この質問の趣旨はあるか、ないかなんだから、2課は無いですと。他はあるのではないですか。他は無回答ということですか。
- 佐藤補佐 無回答です。性別固有の役割というのは特に無いので、意見はないですという形でご理解いただければと思います。
- 稲葉会長 はい、わかりました。となると、この2/57は特に意味が無いですと。0/57なのか、57/57か、どちらかわからないんだけども。わかりにくかったですね。
- 吉岡担当主査 記載がわかりにくくて申し訳ございませんでした。
- 稲葉会長 はい。次ですが、資料2 設問3番。託児を1件だけ実施しているのですね。他にいろんな理由がありますが。
- 吉岡担当主査 令和3年度に託児を実施した課は0件です。託児を実施しなかった理由を下2つに記載しております。
- 稲葉会長 妥当な理由があるから、託児をやっていないということですね。
- 吉岡担当主査 そうです。
- 稲葉会長 そうすると、今後もいらないのですか。こういう対策を打つのは。
- 佐藤補佐 令和3年度につきましては、やはり新型コロナウイルスの影響が大きかったかと思います。いろいろな講座がオンラインで開催されるなど、託児の必要がなかったものは大きいと考えております。ですので、今後、対面の講座の時には、場合によっては託児が必要になることもあるかと思っております。実際、人権推進課の令和3年度の事業の中では、託児をやりますとご案内したものもありましたが、ご希望がなかったため、結果として、託児を実施しなかったという形になっております。
- 稲葉会長 わかりました。以上です。
- 立川副会長 要領よく説明していただきありがとうございます。

2点ありまして、資料1の方です。まず取組みNo.11105の女性の悩み相談についてです。利用率が74%、今回、△ではなくて○ということで、内容を見ますと、目標率に

は達成していないけれども、昨年に比べると 7.7 ポイント増加と書かれています。ただ、**資料 3**を見ますと、やはり、目標値は令和 4 年度で 100%でありますので、決して高い数値ではないと思いますが、内容的にも何か工夫されてるんだろうと思うので、詳しい説明をお伺いしたいと思います。

それから、もう 1 点が、取組みNo.31203、19 ページです。**資料 2**女性職員の職域拡大では、どの課も男女の差無く行われている実態がわかったんですが、**資料 1**取組みNo. 31203 の職員研修への参加推進というところが気になりました。取り組み内容を見ますと、女性職員の能力が発揮できるよう、政策立案研修など女性職員の能力拡大のための研修への参加に努めるというような内容です。どのぐらいの研修に女性は何人参加したかというような担当課の回答で○になってるんですけども、本来の、能力拡大につなげるための政策立案研修への参加はいかがだったのか、と思いました。以上、2 点です。

○**吉岡担当主査** 1 点目の、取組みNo.11105 の女性の悩み相談（カウンセリング）相談事業の充実ですが、個別目標を利用率 80%以上と掲げまして、実際の成果は 74%となりました。個別目標の達成はできなかったのですが、令和 2 年度と比較して利用率が 7.7%増加したということと、引き続き、キャンセル待ちの案内をするなど利用率の向上を図りましたので、男女共同参画の目標達成に向けて、一定の効果を得られたということで、○という評価をさせていただきました。

○**稲葉会長** すいません。私もこれは後程聞こうと思ってたんですけども、利用率 74%の分母、分子は何ですか。予約分の実施率なんですか、74%というのは。

○**佐藤補佐** 分母が年間の 104 枠です。分子が相談件数の 77 件で、結果として利用率が 74%ということになっております。この女性の悩み（カウンセリング）相談事業につきましては、目標数値に少し及んでいないという状況が確かにございます。ただ、コロナ禍の中で、女性の悩みは増えているというような国の調査もございます。市といたしましても、いろいろな皆さんの相談に応じていきたいという思いがありまして、令和 4 年度につきましては、オンライン相談も可能という形でやっております。また、相談枠も増加させておりますので、皆さんの相談を幅広く受けられるような体制を今、作っているところでございます。

○**立川副会長** わかりました。ただ、ちょっと気になるのが、同じカウンセリング相談についてなんですけれども、予約率は 116.3%で、キャンセル率がすごく高いのですよね。とてももったいないなど。もしかして、この予約している時に、重なって相談したいという別の方がいらっしゃったかもしれないんですけども、こういったキャンセルの対応というのはどのようにされてますでしょうか。

○**佐藤補佐** 令和 3 年度につきましては、特定の方が何度もキャンセルをされるというようなことがございました。その方にだけではないのですが、キャンセルが続く方に対しては、事情をよく説明して、キャンセルの無いようお話をしております。また、その方の

枠にご希望される方がいた場合には、次の空いている相談枠をご案内しておりますことと、待てないという方に対しましては、職員がご相談に応じております。ただ、この取組みNo.11105の女性の悩み（カウンセリング）相談は、カウンセラーの方が、お1人、お1人のご相談を受けてくださる事業で、その内容の詳細は、私どもも詳しくは存じ上げておりません。ですので、職員が対応する相談というのは、カウンセラーではないので、現実的な支援の方法や、傾聴などそういった対応になって参りますが、ご希望の方には職員で対応しているという状況でございます。

○**稲葉会長** そうすると、枠が104枠しかありません。キャンセルする人は、ご事情があっていらなくなったわけなので、そのキャンセル数を減らす努力だとかね。104枠まででなく、相談がたくさん来て解決してあげた方がいいわけでしょう。そうすると、この目標値よりも、例えば相談数を増やすというので、令和4年度にオンライン相談できるような仕組みを作りました。これはとてもいい。今後、きっと増えるかもしれませんよ。わざわざ市役所に行かなくても相談できるんだということだね。だから、過去からの推移で相談件数を増やした方が、成果としてはいいんじゃないかなと思いました。現実の課題としてね。目標値を考えなくてはいけないということで、意見の一つとして申し上げます。

○**佐藤補佐** もう1点、取組みNo.31203、19ページの取組みでございます。政策立案研修は、毎年、人事課が対象者を募っている研修でございます。そちらの方の参加状況は、今、詳細を確認していませんが、募集の際には性別に関わりなく、希望する職員の要望によって対応していると認識しております。次回の審議会までに、政策立案研修の参加状況について担当課に確認して、また皆様にお示しできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**内海委員** 104枠ある中で121件の予約があったということは、キャンセルする方もいつもいらっしゃるということは、その121枠という数字は、何回やっても延べ回数、104枠の中、1人の方が104回予約をしたら、100%になるってそういう意味ですか。

○**佐藤補佐** この利用率に関しては、予約の件数は入れておりません。相談件数で見取りますので、そういったことは無いです。

○**内海委員** 内容について、この場で細かいことまで議論して、例えば利用率を上げるというのは各課のお仕事だと思うので、そこは差し控えますけれども。この全体の趣旨というか、それは皆さんにご相談していただくということが、私は趣旨なのではないかなと。お1人の方に手厚くっていうのももちろん大事なことだと思います。いろんな方向性あって、市の支援だとか、必要に応じては、その方が次のステップ、例えば弁護士に相談するとか、警察に行くとか、そういうことも必要になってくると思うのですが、たくさんの方が相談するといった場合に、その周知の仕方というか。

先日、私たちの話し合いでも、周知のことについて話題になったのですが、やはり、差し伸べられている手に掴まりたいと思ってる方を掴まえるというのが趣旨だと思うの

で、そのパーセンテージだけではわからないものがあると思います。この数値の出し方、ただ単に何%相談がありましたということだけでなく、どちらかというところにおいては、その件数というより、何人の方がとか、相談内容が異なるものが何件相談があったかとか、そういう方がわかりやすいと思います。

今言ったように、極端な話、104 枠の中、1 人の方が一生懸命通って 104 回行ったら 100%になってしまうというのは、パーセンテージを上げるという趣旨と違ってくるのかと思います。その辺を今度は明確にすると、また目標が違ってくると思います。その辺を気にしていただけたらいいかと思いました。

○**稲葉会長** 今のご趣旨は、相談内容を分析すると、例えば 100 人中 50 件が、こんな相談が多かったです。ということは、世の中では、この悩みを持っている人がたくさんいらっしゃる。それに対する対策を打つのが本当は正しい。では、次回はそういうふうに工夫しますよ、ということだと思いませんか。ですから、今の目標値はどちらかというところ全体の目標値ですから、そうするとこの個別の施策で、じゃあ一番こういう悩みが多いということに対してはどの課が対応しますとか、そういう対策に結びつけるようにしましょうということだと思いませんか。

○**佐藤補佐** 今、手元に詳しい集計結果はございませんが、ご相談の内容の傾向というのは把握しています。やはり家族関係とか夫婦関係、そういった悩みが多いと私どもの中では分析しております。ただ、その方々に、どうやって支援を届けるかというのは、非常に難しいところもありますので、まずは、相談先として、私たちが間口を広くしたいということで、今年度は相談枠を増やしたり、相談の方法や手段を増やしたりというところに対応しているところです。

○**立川副会長** また、ごめんなさいね。女性の悩み相談のところでも話をさせてもらいます。男女共同参画の施策を進めていく中で、「女性の」悩み相談というところも気になったのです。男性の相談希望者は、WithYou さいたまが実施する電話相談をご案内すると書いてあるんですけども、男性の方も、心の悩みはもちろんおありなので、これは女性に限らず、カウンセラーに対応していただくというふうに変えることは可能なんでしょうか。そうするとまた違った意味で、利用者が増えるということもあるのかと思いました。

あと、もう 1 点なんですが、資料 3 裏面、上から 2 行目です。市の男性職員の育児休業取得率の下に、（久喜市特定事業主行動計画）とありますね。これは市が作っている計画の数字なんだろうと思うのですが、この具体的な計画における育児休業取得率というのは、私たちが望む育児休業取得率と、イコールなのかという疑問がありまして、その辺の説明も少しいただければと思います。

○**佐藤補佐** カウンセリング事業の方からでございますが、この事業を久喜市が始めてから、同じ事業所に委託をしております、カウンセラーを派遣していただいております。「フェミニストセラピーなかま」という事業所で、女性の悩みに特化して、ずっと

事業をされています。ですので、男性の方にも対応できるということになると、やはりそれに対応できる事業所をお願いをする必要があるかと思っています。悩みを持っている男性がどんどん増えてきている、というのは、元々皆さん悩みを持ってらっしゃったと思います。ただ、それを相談してもいい、とお考えになる方が増えてきていると思いますので、それは今後の私どもの相談事業の課題として検討して参りたいと考えています。

もう1点、資料3の方です。市の男性職員の育休取得率でございますが、人事課この点については相談をさせていただきました。100%を超えています、分母は、令和3年度中に児童手当の申請をした男性の職員数だそうです。分子は、令和3年度中に育児休業を取得した男性の職員数と聞いております。ですので、令和2年度中にお子さんが生まれて、令和3年度に育休をとった方については、分母には入らないけれども分子に入ってくるため、100%を超えた数値になっています。この計算は、国から示された方法でやっております。

また、育休制度につきましては、今年の10月にも改正がありますので、その時点で計算方法が変わるのではないかということも、人事課から聞いております。あくまでも、公表する数字については、示された計算方法で計算したものをお示ししたいと聞いておりますので、確かに私どもが期待するような数字ではないかもしれませんが、この資料としてはその数字でお示ししたいと考えています。

○稲葉会長 他にいかがですか。

それでは、資料3ですけれども、参考値があって、令和3年度の実績があって、目標値があって、とありますね。この結果の評価を見ると、例えば一番上の数字だけ見ますと、目標値が100%で実績は74%ですから、これは×ですね。それから、2番目も実績15.7%に対して目標値30%、×と。ずっと○、×で出してみてください。結果は×が多いですね。

それで、資料1の施策、対策は○が多いんです。というのは、こちらの対策は細かいことですから、各々の対策はちゃんとやりました、それで成果が出ています。だけど、トータルの成果には結びついてないです、ということが現実ですね。これはどういうことかということ、こちらの方の施策の反省をしていないから、この施策は上手くいったけども、もっと上位の結果に結びついてない。そうすると、この施策は一生懸命やる必要があるのか。大きい項目の成果、上位項目の成果に結びつくためには、他の対策があるのではないかということ、探し出さないといけないのです。

一般的に、施策のことをシステム(S)、結果がリザルト(R)と言います。それで、単年度でも5年単位でもいいのですが、単年度でいけば、S1とその結果でR1が出ました。このR1の反省から問題点、課題を出すだけでなく、S1からも問題点、課題を出す必要がある。それで今度は翌年度のS2に繋げるんです。

私も前にご意見を出した時、前回審議会の資料3でレビューをしてもらいました。課

題を出してもらったのは市民アンケート結果だとか、それから統計資料の結果から、課題を導きました。こっちの対策、施策の方からは、これが効いたからこれは良し、これは効いた。次回もこれで行こう。いや、これは一生懸命やって上手く行ったけど、成果に結びついてない。これは他の対策を探しましょう、というのが無いと。来年度以降もね。だから、次回の第3次計画に入れる、入れないは別として、実際それを各所管課でやっていただくのか、その辺はちょっとお考えいただきたいなと思います。

以上でよろしいですか、皆様。

では、議題（2）、行政委員会及び審議会等における女性の登用状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○吉岡担当主査 はい。議題（2）、行政委員会及び審議会等における女性の登用状況について説明させていただきます。資料4をご覧ください。こちらは、令和4年4月1日現在の行政委員及び審議会等における女性の登用率をとりまとめたものになります。

1点、訂正がございます。資料4 2ページ目、③の10、“真”の漢字が異なります。正しくは、“新”です。

それでは、各ページの内容についてご説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。第2次久喜市男女共同参画行動計画では、「女性登用の推進」に取り組んでおり、数値目標として「女性登用率40%以上の達成」がございます。2番、「審議会等」の表の右下にありますとおり、令和4年4月1日現在の審議会等の女性登用率は38.8%でございました。これは、目標値である40%に達しませんでした。女性登用率38.8%は、過去最高値となります。

次に、久喜市市民参加条例（第7条第1項第2号）では、「男女の構成比率について、男女いずれの委員数も委員総数の30%以上とする」としており、第2次久喜市男女共同参画行動計画でも、「一附属機関における男女の構成比率の遵守」に取り組んでおります。1ページ中段の3番、「女性登用率（30%以上）の達成」の表にありますとおり、女性登用率30%を超えている審議会等の達成率は87.0%になります。

審議会等への女性委員の登用率につきましては、平成23年の第1次計画策定時より少しずつ上昇しておりますが、まだ目標には達していません。今後も、全庁的に女性委員の登用に取り組んでいく必要があることから、引き続き、各所属長あてに、任期が満了する審議会等の委員選任の際に積極的に女性の登用に努めていただくように通知し、働きかけていきたいと思っております。資料4の説明は以上です。

○稲葉会長 皆様の方から、ご質問、ご意見をよろしくお願ひします。

○中村喜美子委員 資料4 1番の議会、こちらは4月1日現在ということで、久喜市は、先日、市議会議員選挙がありました。議員総数、女性議員数、女性の比率、この辺が変化していると思うのですが、一番最新の人数を、ぜひ教えて欲しいと思っています。

○吉岡担当主査 比率、人数をすぐにお示しすることが出来ないのですけれども、こちらで精査した上で、改めて皆様にお伝えさせていただきたいと思っております。

○佐藤補佐 今後、10月1日現在の調査をしますので、それ以降、大体、1ヶ月ぐらい見ていただければと思うのですが、11月1日以降に、市のホームページの方で公表できると考えております。なお、改選後、女性議員は9名です。お1人増えており、女性議員の比率は3割を超えているかと思えます。

○三好委員 この資料4最後のページのところで女性登用率が30%に満たない審議会として5つの審議会が出ていて、資料2で、男女共同参画人材リスト等について資料として活用したのは2件でした、と伺ってるのですが、これは関係があるのですか。このリストは、審議会の登用でもお使いいただく狙いだったということですよ。そうすると、なぜそのリストを使わなかったのかという理由が私にはわからないのです。この、資料4最終ページに出ているものは、以前にも見せていただいた理由と変わらないイメージを持ってるのですが。人材リストを見たのだけど、欲しいエリアで活躍されてる女性の方の人数が、母数として少ないんです、という理由でしたらわかるのですが。

○吉岡担当主査 おっしゃる通り、こちらの資料4一番最後のところの、5つの審議会等につきましては、女性登用率30%に達成いたしませんでした。任期の更新の際には、是非、私達、人権推進課で作成している人材リストの活用していただきたいと思っておりますので、こちらからも個別に声をかけていきたいと考えております。

なお、補足ですが資料2で2件、審議会等の女性委員登用の資料として人材リストを活用したという回答を課から貰っていますが、2件のうち1件は、社会福祉課の久喜市福祉オンブズパーソンで、委員が交代する際に、それまで男性が2名だったところを1名交代を図る必要がありました。この際、ぜひ女性を採用したいということで、人材リスト登録者の、福祉経験が豊富な女性にお声掛けをしたところ、ご承諾をいただき、人材リストの活用が図れたところでございます。

もう1件は、アセットマネジメント推進課の方で、久喜市新総合複合施設整備検討委員会を新規で設置するにあたり、人材リストを資料として参考にしたと聞いています。残念ながら実際の選任には至らなかったということなんですが、今後もこういった審議会委員等の新規の選任や、任期更新の際、ぜひ、人材リストを活用していただきたいと考えておりますので、我々、人権推進課からも周知を図っていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○立川副会長 市議会も含めてすごく登用率が高くなってきている状況はよくわかったんですが、やはり、女性委員0の委員会があるということが気になりました。行政委員会なので、なかなか難しいところはあると思うんですけども、こういった0の解消についても、積極的に努めていただければ。せめて1人、というように一歩前進でもいいので、0の解消も同様に進めていただければと思いました。

○佐藤補佐 おっしゃる通り、全体委員の底上げも必要なのですが、個別の審議会、行政委員会についても、解消しなければならない部分がありますので、一つ一つお願いをしていきたいと思っております。

○**稲葉会長** 私も目標値 30%に対して、全委員会なりが 30%以上になれば理想なのだけれども、デコボコはあって然るべきなんですよ。それぞれの委員会の特性によって、男性の方がいいということもあるかもしれないし、社会慣習的に、過去から男性が主に携わっていたということもあるかもしれない。これは時間をかけないとできないことなんで、それを全部 30%以上にするのは難しいので、女性が審議会に半数、もしくは半数以上入ったほうが、この審議会が活性化するだとか、成果が出やすい、というようなところも見極めて、そこに対策の注力をするといいですね。

例えば、**資料 4** 一番最後のページの女性登用率 30%に満たない審議会として、久喜市防災会議。これは色々なデータを調べなくても、今、久喜市で一番の防災の問題は、水防ですね。そうすると避難所です。これは世の中でも問題になって、テレビもやりますけれども、避難所においての女性の特性に応じたいろんな手を打つ必要があると。私は一番必要だと思ってますが、ここに女性のご意見を反映させるため、女性委員が入るような、いろんな対策を打ち出す必要がありますね。

それから、一番下のいじめですね。いじめも女性が少ないのだけれども、いじめの問題は、やはり女性の方の観点から見た意見というのも重要かもしれない。そうすると、ここに女性が入れるように注力するとか、例えばの話です。そういうふうに、全部に、満遍なくではなくて、そういう対応をした方がいいと思います。

よろしいですか。では、議題 (3)、よろしく願いいたします。

○**吉岡担当主査** 議題 (3)、令和 4 年度男女共同参画推進月間における事業計画について説明させていただきます。**資料 5** 1 ページ目と、本日お配りしているカラーのチラシをご覧ください。久喜市では 6 月を男女共同参画推進月間と定めており、男女共同参画に関する事業を重点的に実施しています。

令和 4 年 6 月 25 日 (土曜日)、3 年ぶりに、中央公民館での「男 (ひと) と女 (ひと) のつどい」の開催を予定しております。当日は、10 時 00 分から開始となります。当事業は、久喜市の男女共同参画の推進に寄与する団体である、「女 (ひと) と男 (ひと) いきいきネットワーク久喜」との共催により実施するものです。内容としましては、女 (ひと) と男 (ひと) いきいきネットワーク久喜加入団体等による活動紹介、作品展示、物品販売の他、人権擁護委員による人権相談・女性相談も予定しております。

また、当日は 10 時 30 分から記念講演として、杏林大学健康福祉学科教授の加藤雅江氏を講師としてお招きし、「ヤングケアラーを取り巻く状況」という演題でご講演いただく予定です。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の上で開催しますので、審議会委員の皆様におかれましても、ご都合がございましたら、是非、「男 (ひと) と女 (ひと) のつどい」にご参加いただければと存じます。よろしく願いいたします。

次に、**資料 5** 2 ページ目をご覧ください。例年 6 月に実施している「男女共同参画 1 日体験学習ツアー施設見学会」は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、秋以降の開催を検討しております。事業の性質上、バスでの長距離移動を要することか

ら、なかなか再開の判断が難しいところではございますが、実施の際は、しっかりと対策を講じた上で行いたいと考えております。[資料5](#)についての説明は以上です。

○**稲葉会長** 皆さん、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。6月25日の講演会。先日もNHKでヤングケアラーの特集をしました。今、非常に問題になっています。時節柄、いいテーマだと思います。ぜひ、聴講させていただきたいと思いますが、皆さんもお時間がありましたら、ぜひよろしくお願いいたします。

よろしければ次のテーマに移ってよろしいですか。

では議題(4)の説明をお願いいたします。

○**佐藤補佐** 改めまして、人権推進課の佐藤でございます。議題(4)第3次男女共同参画行動計画の策定についてのうち、ア 構成及び計画骨子(案)についてご説明いたします。

はじめに、[資料6](#)「第3次男女共同参画行動計画 策定スケジュール」をご覧ください。前回の令和3年度第4回審議会において、詳細なスケジュールの提示の要望をいただきましたことから、こちらのスケジュールをお示しするものでございます。令和3年度の会議等につきましては、第3次計画策定に関するこれまでの会議等の内容を記載しております。

令和4年度のスケジュールにつきまして、順にご説明いたします。4月25日に市役所庁内の男女共同参画行政推進会議の幹事会を開催いたしました。この会議では、男女共同参画の推進に関わる所属所の係長級職員に出席していただき、第3次計画策定に関する検討を行いました。幹事会の内容に記載しております、施策調査の照会につきましては、現行の第2次計画に基づいて実施している各所属所の取り組みの今後の実施意向や、男女共同参画の視点に立って今後実施する予定の新規施策につきまして、幹事会でお知らせするとともに、市役所の全所属所を対象として照会いたしました。集計作業が済み次第、第3次計画の実施内容に反映してまいります。

本日、5月27日の令和4年度第1回審議会におきましては、第3次計画の構成と骨子の他、施策体系や重点項目、目標数値についてご審議いただく予定でございます。本日の審議や市役所庁内での照会の結果などを踏まえて計画の素案をまとめ、8月に予定しております第2回審議会において、委員の皆さまにご審議いただきたいと考えております。

9月には市役所庁内の男女共同参画行政推進会議を開催し、男女共同参画の推進に関わる所属所の所属長に出席していただき、計画の素案に対する検討を行い、併せて市役所の全所属所に対しても素案の確認を依頼する予定です。

その後、10月には素案に対して市民の皆様の意見を伺うためパブリックコメントを実施いたしますが、パブリックコメント実施後は、通常、パブリックコメントでいただいた意見を反映すること以外で、素案を大きく変更することはいたしませんので、パブ

リックコメント前の素案の審議が重要となってまいります。そのため、第2回審議会の後から、パブリックコメント実施までの間、必要に応じて委員の皆さまに素案を郵送するなどして、確認をしていただくことも想定しております。

パブリックコメント実施後の、第3回審議会は11月に開催し、パブリックコメントの結果を委員の皆さまへお伝えした上で、第3次計画の答申案についてご審議いただく予定でございます。

年明け、令和5年1月には第4回審議会を開催し、答申案の最終審議を経て、市長へ答申していただきたいと考えております。

続いて、**資料7**をご覧ください。こちらは、前回の審議会でお示しました、第2次計画及び第3次計画の体系を一部修正したものでございます。前回の審議会でのご意見の中で、「第2次計画では『基本目標』が『施策の柱』の上位にあったが、第3次計画では『施策の柱』部分になっていて分かりにくい」とのご指摘がありましたので、第3次計画の体系では「基本目標」という表現ではなく、第2次計画と同様の「施策の柱」という表現に変更しております。また、「第3次計画の体系において、『誰もが』『すべての人が』という表現が多く、男女共同参画の計画であるという意識が薄れる印象がある」とのご意見をいただき、変更した部分が3点ございます。

1点目は計画の目標でございます。前回のご意見を踏まえ、第3次計画の目標も第2次計画と同様の「男女がいきいきと活躍できる社会の実現」を掲げ、「誰もが尊重され、認め合える社会へ」と副題を設定いたしました。

2点目は「目指す姿Ⅱ」の表題でございます。前は「あらゆる分野で誰もが活躍できる環境」としておりましたが、今回、「あらゆる分野で男女が活躍できる環境」に変更しております。

3点目は「目指す姿Ⅱ」の施策の柱Ⅱ-3ですが、前は「誰もが働きやすい職場環境づくり」としておりましたが、今回は改めまして、「働きやすい職場環境づくり」に変更しております。

なお、「『目指す姿Ⅱ』について、Ⅱ-1とⅡ-4は女性に限定した参画推進、Ⅱ-2とⅡ-3は男女とも推進するものとして分けた方がよい」とのご意見をいただきましたが、Ⅱ-4の地域活動につきましては、女性が地域のリーダーとして活動する機会が少ない実態がある中で、市民意識調査からは、男女ともに地域活動を優先した生活を望んでいる状況が伺っておりますことから、女性に限らず、男女ともに推進してまいりたいと考えております。このことを踏まえ、「目指す姿Ⅱ」は前回お示した通り、一体として、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付けたいと考えております。

続いて、**資料8**をご覧ください。こちらは、第3次計画の構成及び計画骨子の案でございます。構成に関しまして、第2次計画からの変更点を申し上げます。現行の第2次計画では「久喜市の現状」を第2章としまして、統計データや市民意識調査から伺える

現状について掲載しておりますが、第3次計画では、「久喜市の現状」は、第1章の「計画の策定にあたって」に含め、第1章の5として「男女共同参画をめぐる久喜市の状況」として掲載したいと考えております。

2ページ目をご覧ください。第2章につきましては、現行の第2次計画の第3章「計画の基本的な考え方」の内容の他に、現行計画の第1章にあります、「計画を策定し推進するための基本的な視点」を第2章の2として含めてまいりたいと考えております。このような構成により、第3次計画全体が把握し易くなることを期待しているものでございます。また、第2章の冒頭に計画の基本理念を掲載しますが、こちらは「男女共同参画を推進する条例」の基本理念を踏まえたものであり、現行の第2次計画からの変更はございません。第3章は計画の具体的な内容、第4章は計画の推進体制、最後に資料を掲載いたしますが、第3章以降の内容に関しましては、現行の第2次計画からの変更は予定しておりません。

議題（4）のア 構成及び計画骨子（案）についてのご説明は、以上でございますが、重点施策につきましては、次の議題（4）イ 計画の体系（案）でご審議いただきたいと存じますので、ここまでの説明に関しましては、第3次計画全体の構成を中心にご審議をお願いいたします。

○稲葉会長 皆様の方から、ご質問、ご意見をよろしくお願いします。

○植竹委員 **資料6**のスケジュールに関してなのですが、以前から申し上げてますが、なかなか、様子がわからないところも多くて、この8月の第2回審議会、かなり簡素に内容の審議とズバリ書かれていますが、例えばどんなことを審議するのかが少しわかると、こちらも参加しやすいなと思うので、内容や、こういう事を意見して欲しいというのを、教えていただきたいです。

○佐藤補佐 第2回審議会の資料につきましては、新しい計画そのものを、ほとんど出来上がったような形で、皆様にお渡しできればと考えております。そして、それを元に審議という形になりますので、ここをこうの方がいいのではないかとということ、審議していただきたいと考えております。

○稲葉会長 そうすると、またそこで意見が反映されるかということですね。あまり大きな変更はできないのですよね。

○佐藤補佐 いえ、第2回審議会からパブリックコメントまでの間に時間がございまして、第2回審議会でのご意見を踏まえて、また事務局で改めて案を作らせていただいて、申し訳ありませんが郵送などの方法によってご確認をいただく、というような形を今考えております。

○稲葉会長 今回の郵送の話は、第2回審議会以降、それとも、今日の審議会以降、どちらですか。

○佐藤補佐 素案は、ある程度この計画の完全に近いような形になって参りますので、それを作り上げるまでには、やはり第2回審議会までのお時間をいただきたいと考えており

ます。第2回審議会でご審議いただいた内容を踏まえて、修正をした素案を皆様に郵送すると、段階を踏んでいければと考えています。

○稲葉会長 はい、わかりました。8月の審議会でも審議をして、その微調整はしていただけるということですね。

○佐藤補佐 はい。

○稲葉会長 もう1点。資料8についてなのですが、全体の骨子で、第2次の方では、各課の施策も入ってましたけれども、これは今どう考えていますか。もう入れないのか。

○佐藤補佐 今、各課に取り組み内容の照会をかけて集計作業をしているところです。各課の施策については、第3次計画では第3章の計画の内容の中に、入れ込んでいきたいと考えています。

○稲葉会長 入れ込むということは、この審議会でも各課の施策について議論ができるのでしょうか。

○佐藤補佐 実際に取り組みをするのは各課になりますので、どこまで意見を言えるかということはあるかとは思いますが。ただ、それぞれの課が男女共同参画の視点に立って、各取り組みを実施するというので、今、取りまとめをしているところですので、その実施内容を指定するのは難しいかもしれないのですが、こういう方針でできないかというようにご相談はできるかもしれません。

○稲葉会長 審議会として意見具申はできるわけですね。この8月の第2回に素案が出てきた中に反映されているので、それに対しての意見は言えると。その後で、各課の方で対応していただくわけですか。はい、わかりました。

いかがでしょうか。よろしいですか次の議題に移って。

それでは、資料9のご説明をお願いいたします。

○佐藤補佐 それでは議題(4)イの計画の体系案についてご説明いたします。資料9をご覧ください。こちらは第3次計画の目標以下体系案を図としてお示しするものでございます。

目標、目指す姿、施策の柱の各項目は、資料7と同様の内容となっております。前回の審議会におきまして、重点的に推進する項目を設定したほうがよいとのご意見をいただきましたことから、久喜市の現状における課題や、国や県、国や県の関連計画の内容を踏まえまして、施策の柱において目指す姿ごとの重点施策を設定して、今回、案をお示ししております。

それぞれ重点施策につきまして、目指す姿ごとにご説明いたします。目指す姿I「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」では、「男女共同参画推進の啓発活動と男女平等教育の充実」を重点施策としております。理由といたしましては、市民意識調査におきまして、男女共同参画の周知度は60%でしたが、分析いたしますと、性別を問わず40歳代で、認知度が低いという状況がございました。第3次計画を実行していくためにはまず、なぜ男女共同参画を推進しなければならないかということ、市民の皆

様にご理解いただく必要がありますことから、「男女共同参画推進の啓発活動と男女平等教育の充実」を目指す姿Ⅰの重点施策とすることを考えております。

続きまして、目指す姿Ⅱ「あらゆる分野で男女が活躍できる環境」でございますが、こちらの重点施策は、「仕事と家庭の両立支援の推進」としております。

理由といたしまして、市民意識調査では、男女共同参画社会の実現のために、市はどのようなことに力を入れたらよいかという設問がございましたが、回答のうち、女性も男性も対等に仕事と家庭の両立ができるよう、福祉を充実するというものが最も多かった、という状況がございました。このことを踏まえまして、「仕事と家庭の両立支援の推進」を目指す姿Ⅱの重点施策として設定したところでございます。

続きまして、目指す姿Ⅲ「すべての人が安全・安心に暮らせるまち」におきましては、重点施策を、「被害者のための相談支援体制の充実」といたしました。こちらは、市民意識調査におきまして、DV被害経験者のうち、相談しようとは思わなかったと回答した方が56.9%いらっしゃいました。実は、これと同じ設問が、令和2年度、県の県民意識調査で実施されており、同じ設問で49.1%の回答が見られております。

このように県の調査と差があるような状況ですが、市民意識調査におきましては、DVの防止にはどのようなことが必要かということも聞いております。この中で最も多い回答が、被害者が相談できる窓口の充実、周知ということで、78.9%回答がございました。このようなことから、目指す姿Ⅲの重点施策は、「被害者のための相談支援体制の充実」として設定したものでございます。

また、資料9の右側、施策の方向につきましても、現行の第2次計画を踏まえて、今回案をお示ししております。

計画の体系案についての説明は以上でございますが、こちらにつきましても、重点施策を中心にご審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○稲葉会長 質疑は、「目指す姿」ごとに、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと分けたいと思います。Ⅰについて、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

○立川副会長 目指す姿Ⅰですね、意見を言わせていただきたいのですが、Ⅰ-1の人権擁護の推進のところは、施策の方向ですと、人権尊重意識の啓発と、人権擁護活動の推進が、「及び」で繋がっていますが、これは①と②ということで、別立てで設定された方がいいのではないかと思います。

それからⅠ-3、「男女共同参画に関する国際理解の推進」については、「国際的取組みの啓発」が施策の方向になっていますが、啓発というよりは情報提供ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、Ⅰ-2の重点施策の「男女共同参画推進の啓発活動と男女平等教育の充実」というタイトルですが、全部繋げずに、助詞などを入れた方がわかりやすいという印象がありました。以上です。

○佐藤補佐 はい。施策の方向Ⅰ-1-①ですが、「人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動の

推進」として、第2次計画からそのまま入れていますので、今のご意見を踏まえまして、検討して参りたいと思います。

また、I-3-①「国際的理解の推進」ですが、立川副会長がおっしゃる通り、私どもにできることは、男女共同参画の世界の流れがどうなっているかということをご示しすることだと思っておりますので、情報提供という部分を中心に、計画に掲載して参りたいと思います。

また、最後の重点施策ですが、やはり表現方法が、皆様にわかりやすくなるように、きちんと伝わるようにしなければならないと思いますので、こちらもご意見を踏まえまして、検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

○稲葉会長 はい。では、次の目指す姿Ⅱについての質疑をお願いします。私の方から、意見ですけれども、Ⅱ-2の重点施策、「仕事と家庭の両立支援の推進」、②男性の家事、育児、介護への参加支援、③子育てと介護の支援。なんだか、②は③の中に含まれるような気がするのですが、全く違う対応策を考えているのかと。ご意見ををお願いします。

○佐藤補佐 はい、Ⅱ-2の②と③でございます。こちらも、現行の第2次計画からそのまま入っていますが、②につきましては男性が家事や育児をしたり、参加するにあたり、どのようなことを支援できるかというところを謳っております。

③につきましては男性だけではなくて、女性も子育てであったり介護であったり、仕事と両立しなければならないところはたくさんありますので、性別に関わらず、男性でも女性でもやらなければならないところに対する支援について、謳っていきたいと考えております。

○稲葉会長 ③の方が大きい項目で、全体的な子育てと介護に対する支援で、男女共通の課題であるということで、②は男性の方は特別に対策を打つ必要があるでしょうと。対策が変わってきますよね。具体策がこれからね。

○佐藤補佐 今はそういった形で実施しておりますので、引き続きやるのか、それとも新しいものが入るのかというところで記載していきます。

○稲葉会長 はい、わかりました。いかがでしょうか、その他。

○立川副会長 目指す姿Ⅱのところなのですが、このⅡとⅢ、両方なのですが、目指す姿Ⅱの用語、「あらゆる分野で男女が活躍できる環境」。Ⅲも、「すべての人が安全・安心に暮らせるまち」で終わっているのですが、まちづくりとか環境の整備とか、何かそういったものを付けないとわかりにくい、という印象があります。

それから、施策の柱と、施策の方向の関係性は、柱の方が大きなもので、そこに施策が紐付いてくるという印象があるので、Ⅱ-1の「政策方針決定過程における女性の参画拡大」。それから、施策の方向①ですと「男女共同参画の推進」とあるのですが、これは逆なのかと。Ⅱ-1、施策の柱に「男女共同参画の推進」が来て、①のところに、「女性の参画拡大」や、「女性の参画推進」などが入ってくるのかと。あと、同じ

ことは、Ⅱ-4にもありまして、「男女が共に担う地域社会づくりの推進」というのが、施策の柱で、「地域活動における男女共同参画の推進」というのが、施策の方向なのかと。そうすると具体的なものが、地域への何かとか、区長さんがどうのというものが出てくるのかなあと感じています。

○佐藤補佐 おっしゃる通り、柱が上にあって、その下に施策の方向が繋がるもので、その表現といたしましても、まず、男女共同参画というものが来て、そのあとで女性の参画拡大というものが入ってくるかと思います。こちらの言葉の整理についても検討して参ります。

また、目指す姿の中身としましても、わかりやすくなるように、言い切りで終わらないような形になるように、検討して参りたいと思います。

あとは、Ⅱ-4ですね、こちらも柱が上に来るところで、表現を、皆様に伝わりやすくなるように検討して参ります。

○稲葉会長 いかがですか、よろしいですか。

Ⅲに移ってよろしいですか。では、Ⅲの方で質疑をお願いいたします。

○立川副会長 目指す姿Ⅲ-5です。重点施策のところですが、「被害者のための相談・支援体制の充実」ということにされています。で、①と②は納得できるのですが、③に、外国人、高齢者、障がい者、性的少数者への支援と連携協力というのが、被害者のためのという冠がつくと、違和感があるのです。安全・安心という括りでの対策なので、被害者のためのというのがとても重要という印象もあるのですけれども、ここに、あえて③を入れるのであれば、「被害者のための」というところは、削除はできないのかと。もし、それができないというのであれば、③はまた別のところで、例えばⅠ-1とか、特に外国人や性的少数者は、Ⅰ-1でもいいのではないかという気がいたします。

○佐藤補佐 Ⅲ-4とⅢ-5は、DV防止法に係る市町村基本計画として位置づけることを考えております。そちらが先に立ち過ぎてしましまして、Ⅲ-5が被害者のためのというところが付いておりますが、実際、施策の方向の②の、庁内外の関係機関との連携につきましても、被害者だけに限らず、それ以外についても連携がありますので、今副会長が仰った通り、「被害者のための」という言葉を入れるかどうかという部分は、再度検討したいと思います。

また、③の施策の方向につきましては、どういう内容にするかということもありますが、このⅢ-4、5の中ではなく、違う部分で記載して、施策の方向として、位置づけることも検討して参りたいと思います。

○稲葉会長 それについての意見なのですが、施策の柱は「被害者のための」というのを削除すればよろしいかと。施策の方向の③をどこかに無理やりに当て込むよりも、先程の柱の表現を変えれば大きい括りになりますから、③はここが安心・安全に、久喜市におければ、マイノリティーの方も安全に暮らせるということが謳えれば、私はこの方がいいかなと思いますね。

それから、先程、副会長からありました、すべてにおいてですけれども、最後のところですね。目指す姿Ⅲの「すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくり」とか、どちらかに統一した方がいいですね。連携強化などを入れる必要があると思いますので、その辺もよろしくをお願いします。

いかがですか。

○中村喜美子委員 今の、柱のところ「被害者のための」を外したとします。それで、相談・支援体制の充実ということで、加害者に対しても、非常に教育も大事だし、加害者が抱えている悩みも、連鎖が続いたりするということでもありますので、加害者と、それから、被害者のための相談・支援体制と入ったら、もっと膨らむ。もっと範囲が広がってきて、相談がしやすいかなと思いました。

○稲葉会長 そうですね、加害者の支援も必要ですね。こちらの方のご意見もぜひ尊重してください。

○佐藤補佐 中村喜美子委員がおっしゃる通り、今、加害者対応というところが、DV対策ではかなり言われるようになって参りました。加害者対策プログラムなどもありますけれども、どこまで市として、そういったものに対応していくかということを検討した上で、この計画での記載について考えて参りたいと思います。

○稲葉会長 はい、ありがとうございます。いかがですか、よろしいですか。

では、次の議題に移りましょう。

○佐藤補佐 それでは、議題（4）ウの目標数値案についてご説明いたします。

資料 10、第3次計画目標数値案をご覧ください。こちら、左側が第2次計画の目標数値で、右側が第3次計画の目標数値の案でございます。左側の第2次計画で赤字の項目は削除、もしくは、変更を検討している項目、右側の、第3次計画で赤字の項目は、新規もしくは第2次計画からの変更を検討している項目です。

1点、修正がございます。資料 10 右側、第3次計画案の中ほどの目指す姿Ⅱですが、3つ目の指標項目、市の男性職員の育休取得率でございますが、表の右から2番目の参考値に誤りがございます。100%（令和2年度）となっておりますが、114.3%（令和4年3月31日現在）と修正をお願いします。

それでは説明に戻らせていただきます。第3次計画の目標数値の設定といたしまして、目指す姿の内容に応じて、重点施策に繋がる取り組みで、数値目標として設定可能な項目であること。また、埼玉県男女共同参画基本計画を踏まえた計画とすることから、県で設定している指標項目も参考としています。

第2次計画から引き続き、第3次計画においても設定する指標項目につきましては、現状の対応を踏まえて、第3次計画期間中にどこまで数値を上げていくかという点を考慮して、目標値を設定しています。

また、現在策定中の久喜市の第二次総合振興計画における重要業績評価指標でありますKPI、こちらで設定する指標項目につきましては、この第3次男女共同参画行動計

画の目標数値におきましても、整合性を取るようお示ししております。

この点につきまして具体的に申し上げますと、第2次計画で指標としている特定健康診査受診率というものがございます。第2次計画の基本目標Ⅰの3項目目です。特定健康診査受診率でございますが、こちらについては、今後の目標数値がまだ国から示されていないために、策定中の市の総合振興計画でもKPIから外れておまして、総合振興計画では、がん検診の受診率が指標項目となっております。そのようなことから、第3次計画につきましても、目指す姿Ⅲの一つ目の指標項目に、がん検診受診率を入れております。

また、その下の自主防災組織の組織数でございますが、第2次の計画の中では、自主防災組織の構成された団体の割合組織率ということで、指標項目としておりました。こちらは、総合振興計画のKPIにおいては、自主防災組織の組織数になりましたので、この第3次計画の案の中でも、構成率ではなくて、組織数を指標項目とさせていただいております。

同じく、総合振興計画に合わせた数値といたしましては、目指す姿Ⅱの最初の項目、市の審議会等における女性委員の登用率、こちらは50%に設定しております。

また、目指す姿Ⅲの三つ目の指標項目、地域包括支援センター相談者数につきましても、37,500人ということで、総合振興計画と合わせております。

これらのことを踏まえた上で、第3次計画では14項目について、目標数値を出ささせていただきました。目標数値案に関するご説明は以上でございます。

○**稲葉会長** では、こちらの方も、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで、分類を分けて質疑をしたいと思っておりますので、Ⅰからお願いいたします。何でも結構でございます。

○**立川副会長** 目標値ですけれども、6つの指標が示されていて、100%、10ポイント増、20ポイント増、というふうになっています。私も、前回か前々回かで、10ポイント増とかいうような表記でよろしいのではないかと提案をしたのですが、やはり、10ポイント増というと、基本が何なのかわかりにくいのかと。100%、30%、そういった数値が表された方がわかりやすい印象を受けました。

ですから、10ポイント増とするのであれば、基準を明らかに、もっとわかりやすくする必要があったのだと、10ポイント増と20ポイント増と、2つ使い分けており、違い、その理由は何なのかと思いました。

○**稲葉会長** 私も同じ意見ですけれども、10ポイント増と聞くと、15.7%の10ポイント増だから25.7%。だから、イコールなのだけれども、結果的には、25.7%を皆イメージするのですよね。だから私も、何%とした方がいいと思いました。どちらでもいい、表現の問題だと思いますけど。

○**佐藤補佐** 一部欠席された委員さんもいらっしゃいましたが、令和4年3月に、学習会を開催いたしました。その時に、参考として、横浜市の計画を見ていただいたときに、委員の皆様から、横浜市の目標設定で何ポイント増というのがあって、こちらの方がわか

りやすいかなというご意見をいただきましたので、今回このような形で、お示ししたところですが、ただ、全体を見たときに、総合振興計画に合わせてはっきりと数値が出ているものもありますので、どちらがわかりやすいのかというところをもう一度考えて、検討したいのですが、そちらは事務局に一任ということでもよろしいですか。はい、ありがとうございます。

次に、目標値が、10ポイント増だったり20ポイント増だったり、何が違うかというところですが、前回の第2次計画の参考値と現状値の比較から、どれぐらい次の5年間で伸ばしていけるのかというところを考えて、仮に案としてお示ししたところでございます。

例えば、上から2番目の社会全体の中で、男女平等と感じる人の割合でありますが、こちらは、平成28年度の市民意識調査では17.6%だったのが、令和3年度の調査では、15.7%で、下がっております。こういったものを、5年間で20ポイント増やすということは非常に難しいのではないかと考えて、こちらについては、10ポイント増とさせていただいたものでございます。

また、逆に、男女共同参画の周知度につきましては、第2次の参考値では53.1%だったものが、令和3年度の調査では60.9%まで上がっております。先ほどもご説明で申し上げましたが、一定の40代で周知度が低く、若い世代で上がっている、というようなところも見えましたので、これについては、次の5年間でも大きく伸ばせるのではないかと考えて、20ポイント増と設定しております。

ですので、もう少し考えた方がいいというところ、ご意見を今日いただければ、それも参考にして参りたいと思います。

○稲葉会長 はい、いかがですか。

では、私の方から意見。要するに目標値の設定の仕方、設定基準なのだけでも、今、設定基準が無いわけです。昨日、ネットで見たのですが、日立市が総合計画を作っているのだけれども、その中に数値目標設定の考え方というのがあります。昨日気が付いて、プリント用紙が無かったので全員分持ってこなかったもので、事務局にお渡ししますが、これを参考にしたらよろしいかと思えます。

つまり、目標値を設定するためには、トレンド、過去がどうだったか。過去、要するに、第2次計画でいろんな対策を打ちました、その結果が良くなってきた。で、良くなってきたのが、例えば20ポイント上がったとしますよね。そうすると、次は、20ポイント以上、25ポイントぐらいに設定しようとか、それから下がったものを、20ポイント上げるのは、至難の技ですよ。そうすると、これはもうどうしても下がっているのだから、現状維持か、プラス5%、というようなトレンドから見るとか、それから世の中の平均値。日本全国の自治体での水準はこのぐらいだから、そこを目指そうとか、ある設定基準を設けないと、希望値になってしまいますね。

本当にコミットできる数字では無くなると思いますので、そういうことで、目標値の

水準、工程は何か基準を設けた方が、説得力があると思います。

○立川副会長 私も実は同じように考えていました。こちらの数値については、女性の悩み相談は、久喜市の独自事業ですから、市の設定で100というふうにされたというのはわかるんですけども、国とか県の計画があり、また、全国どの自治体も実施している状況があり、そういう中で、国の目標値とか、県の目標値はないのか、というのがまず1点。

それからあと、実態に則して、可能だからやっぱりこの数値を目標値に設定するという、その設定でいいのか、という考え方ですよ。目標値の設定については、いろいろな考え方があると思うのですが、基準となるもの、目指すものがあるのであれば、到達しなくても、それを設定するというのも一つの方策なのかなと思っています。

例えば、下の方でこの後分野別にやりますから、あとでまた議論されるがん検診なども、すべてのがん検診40%というのは総振などがあれば、それが目標値なのかという気がします。

○稲葉会長 目標値の設定の仕方ですけども、前回までのレビュー、反省をして、それで良い点、悪い点が出たわけですね。課題が残ったわけで。

例えば年代別でありましたよね。20代がどうか。全部、またここで細かく分析して、その問題点、課題を発見したにもかかわらず、またこちらで全体像の大きな目標値になっています。

だからここに例えば、20代の方が大変問題ですとか、意識が低いとか、参加してないとか。そうすると、20代の参加率を何ポイントにするとか、目標値を細かくしてもいいし、また、こちらのⅢの胃がん、肺がんとかいうふうに、項目別に目標値を分けても、別にいいと思います。全部、大括りにすると問題が明らかにならない、ということになります。目標値の設定の仕方の意見です。

それから、施策の柱に、国際理解の推進がありますね。これに対する目標値が何も無いですが、どこかありますか。

○佐藤補佐 国際理解の点につきましては、先ほども申しあげました、国際的な流れの情報提供というところを中心に、第3次計画では掲載していきたいと思っておりますので、目標としては設定しにくいと考えております。

○稲葉会長 目標としては掲載しにくい？

○佐藤補佐 はい。第3次計画の中で、国際理解の関係につきましては、国際的な流れを市民の皆様へ情報提供していきます、という内容で記載していきたいと思っておりますので、そのことに対する目標値というのは設定しづらいと思っております。

○稲葉会長 いや、情報提供をするためには何らかの狙いがあるわけでしょう。理解度を深めるだとか、そういう狙いがあるわけでしょう。例えば、市民アンケートの項目に理解度を入れて、結果を評価すれば、いいのではないかなと思います。

○佐藤補佐 今回の市民意識調査の中で設問として設定をしていないので、参考値である現

状値がお示しできないかと思ます。

○稲葉会長 別に、よろしいかと思ます。アンケートの取り方が何十年と変わらないというの方が硬直的であって、今、新たに必要なことができたんだから、今まで測ってなかったのですが、これを皆様にお聞きいたしますと付け加えればいいことであって、アンケートというのは一番成果が見やすいわけですからね。そういう成果目標がないと、施策をやってもまずいかと思ます。

○佐藤補佐 施策すべてに目標数値を設定できないので、計画全体の流れを見て、国際理解のところを、目標数値として設定するかどうかというところも含めて、また検討させていただいてもよろしいでしょうか。

○稲葉会長 はい、よろしいです。

○佐藤補佐 ありがとうございます。

○稲葉会長 三好委員、今の議論の意見をいただきたいのだけれども。

○三好委員 異なる意見を言うところがあるかと思うんですけど、例えば、目標値の高さは、私は、甘すぎず、高すぎないが良いかと。逆立ちしても無理な目標は、不信感を生むかなと思ますので、甘すぎず、高すぎないの、高い寄りに入っていると、楽しんではいけませんと。でも、努力すればいけるでしょうということとこう、実感を感じていくというのがとても大切なと思っているんで、そういった視点も一つ要るかなと思っているのが1点です。

あと、例えば、10ポイント増とか丸めた数字で項目を評価するのを、あるやり方によっては良いと思っています。そのあるやり方は、先ほども思ってたんですけど、各施策のところを実施しました◎というのだと、効果がわかっていなくて、関係性が不明というのは先ほどもご意見があったと思うんですけど、その各施策のところ分解していただいた目標値を設定いただけるのだったら、私は全体が10ポイントアップでもいいと思のです。40代の方が今回メインターゲットです、だから40代の方に対しての理解度がこうなりました、というのを施策で測って、目標値を持って、測っていただいて評価いただいて、でも、9ポイントでした。狙った層は120点だったんだけど、他の層のところは今回ちょっと足りなかったと、多分、次はじゃあ他の層をどうしましょうかと議論ができるので、その個別の施策で目標値が無く、全体を、まるっと10%にすると、良かったのでしたっけ、悪かったのでしたっけということ、また話をする事になると思ますので、そこをこう、2つに使い分けていただけるのだったら、全体は10%としていただいても、私は良いかと思ました。

○内海委員 今のお2人のお話についてなんですけれども、まず、「国際理解」という項目をこの資料の中に見つけたときに、何をやるのだろう、すごいなど、正直、市民の1人としてとても期待をしたんですね。ですので、会長がおっしゃったように、新しいことなので、目標値の設定は確かにしづらと思うんですね。

でも、新しいことへの取り組みなので、極端な話、1人でもそういうことをやるんだ

というのが周知できれば、それは、少し目標を達成できたのかなと思いますので、確かに設定をしづらい。前回は無いですから。

でもそう言っていると、新しいことは何もできなくなってしまうので、こちらの項目、男女共同参画の周知度と同じようなこと、それが幅が広がって、今までは日本というか久喜市の中で、男女共同参画という言葉をご存知だったか。ということ調べているのと同じように、情報提供した結果、「そうか、社会ってこうなんだ」ということを、市民の皆さんがわかれば、それで目標が達成するのじゃないかと感じますので、ぜひ、この項目には私も入れて欲しいなと思います。

それと、先ほど三好委員がおっしゃったように、確かにパーセンテージというものは、考えようによっては難しいし、考えようによっては○か×かなので簡単だし、ということになって、先ほどちょっと私もお意見を述べましたが、どういうことをするかとか、どこでじゃあ達成できたかというのは、我々の仕事ではないし、人権推進課のお仕事でもないのかなと思います。各課でそれを達成するためにどうすればいいかということ、議論していただき、考えていただく、実行していただくということになるので、そうしないと、人権推進課のお仕事が非常にたくさんになって、久喜市の一市民それぞれを考えなくてはいけない、そういうところにまでいってしまうので、それはちょっと違うかな、やっぱり各課には各課の仕事があるので。

例えば、私はいつも保育課にお世話になってますけど、他の課の方とか、他の部署の方は全然知らない細かいことを我々はやってるし、市の職員の方も、ものすごく細かく答えてくださるんですね。何を聞いても、それこそ百発百中で満足する答えをいただけるので、それはもう各課のお仕事だと思いますので、この施策に向けてこういうことをやってくださいと丸投げするぐらいでいいのかなというふうに思います。

ポイントを上げるかどうかというのは、ここで議論してますけど、各課のことなので、私からすると、各課の課長さんとか部長さんとかに来ていただいてこれを議論してもいいのではないかと。そのぐらい、ここだけで議論するのが勿体ないというか、市全体の市の方々にぜひ考えていただきたいことなので、この審議会でこういうふうに話し合いがされたので、よろしく！ぐらいに投げてもいいのではないかと思いますので、三好委員がおっしゃったように、どこのパーセンテージを上げてどうなるかというのは、そこから先の話で、人権推進課さんの責任でもないし、我々がそこをどうしたらいいのですか、じゃあそのためにはチラシを作りましょうと、そういうことではないと思いますので。

我々も真剣にこうやって時間を割いてやってるわけですから、もっと各課にも真剣に向き合っていただくように、機会があれば1回ぐらいは各部の部長さんなんかに来ていただくと、楽しい議論になるのかなと思いますけど、はい、そういうふうに思っていますので、ぜひ入れるだけはどんどん入れて、各課に投げただけならばというふうに思います。

○**稲葉会長** はい、ありがとうございます。

それでは、目指す姿Ⅰについては以上でよろしいですか。全体的なご意見も出しましたが、Ⅱの方に行きたいと思います。「あらゆる分野で男女が活躍できる環境」についての項目と目標数値です。質疑をお願いいたします。

○**立川副会長** Ⅱの「あらゆる分野で男女が活躍できる環境」のところなんですけれども、指標が3つだけなんですよね。やっぱりちょっと他のところが多い分、ここはちょっと少ないなという印象があって、ここも重点施策になっていますので、例えば、意識調査で、育児休業を取得したことがあるという項目、それから介護休業を取得したことがあるという、そういった設問があって、女性 40.5、男性 21.5、それから介護の方は女性 15.9、男性 17.8 というのがありますから、こういった数値を指標にして、また比較をしていくというのはいかがかなと。

市の職員の育児休業取得率というのがありますが、これを削除して、こちらの市民意識調査の方を採用してもいいし、項目数は少し増えるかなというふうに思いました。

○**稲葉会長** 私も同意見で、今日持ってきたんですけれども、市民の意識調査をしたのは何が目的でしたか。市民がどう思ってるかということ。今のトレンドを見たら、市民の意識がこのように変わりましたね。変えるためにいろんな対策をしてるわけでしょ。ここに、実は成果が出てるんです。ということは、この結果が目標値になるわけです。

そうすると、例えば今おっしゃった、市民意識調査の 22 ページを見ていただきたい。家庭での役割分担の現状とあるでしょ。家事のことだとか、子育てのことだとかという結果が出てるので、主として女性がやってる、男性がやってる、その比率を変えていくというのが目標値になるわけです。

今のは家事でしたが、地域活動も 1 項目ありました。58 ページをご覧ください。「働きやすい職場環境づくり」が施策の柱にあるのだけれども、目標値にはないですね。この 58 ページの職場の待遇面での男女の差というのがあります。それをある、ないというのを感じてらっしゃるので、感じてらっしゃる方の比率をこのようにするという目標値を立てるとかね。

目標値の設定が難しかったって、これが成果だから。これをもう 1 回見直せば、目指す成果目標が出てくるはずですから。これはもう一度、見直していただきたい。そうすると、出てくると思いますんで。

あともう 1 点、市の男性職員の育児休業の取得率、この 114.3%がポンと出て、市民の皆さんに納得してもらえるかどうか。これ、どうなんですか。私、ピンとこないのですよ。

○**佐藤補佐** 市の男性職員の育休取得率につきましては、先ほど申し上げました通り、分母が令和 3 年度中に児童手当の申請をした人数で、分子が令和 3 年度中に育休を取得した人数になっておりますので、令和 2 年度にお子さんが生まれて、令和 3 年度に育休を取得すると、分母には入らないけれども分子に入ってくるということで、100%を超えて

いるという状況です。人事課が担当ですが、この数値に関しては、他のところでも出すものなので、例えば100を超えているので100にすればいいじゃないかという考えもあるかとは思いますが、人事課としては、同じ数値で統一したいということでしたので、これで今、記載させていただければと思います。

○**稲葉会長** 他のところというのは、他の自治体でも全部、全国统一してるということですか。

○**佐藤補佐** 計算の仕方は国から示された計算方法なのですが、実際に、男性職員が育児休業をこんなに取得している自治体はそんなにはないので、100を超える自治体というのは、今の計算方法でもめったにはないかもしれません。ただ、示された方法での数値がこれなので、ここでお示しできればというふうに考えました。

○**稲葉会長** はい、そこはわかりました。でも、市民の方はわかりますか、114.3%って。普通に考えて。

○**内海委員** 私の周りの人が久喜市の職員でなかった場合は、逆に、だから取れなかったのねという感想になる。一般企業にお勤めで、久喜市に住んでいる人。久喜市の意識調査を答えた人が、久喜市の職員である確率の方が少ないわけですから、そうすると、この久喜市の職員に限定して率を出したという意味は、どこにあるのかなど。

○**中村喜美子委員** やっぱり男性に育児休業をとって欲しい。その模範になっていただきたいのが、市の職員です。市の職員、こんなに取ってるんだ。世の中変わっていきよう、という目標になるなと思っています。非常に高く、一般企業、それから、こういう男性が育児休業を取ることに抵抗がある人の意識を変えたいので、私は、これはやっぱり前面に出て欲しい数字かなと思っていますのですけれど。

○**内海委員** 私もそれは感じるんですが、だとすると、たまたま育児休業は取りづらい会社にいたけど、自分は取りたい人とか、そういうのもあるので、もしそれであれば、比較する方法はないのかなって。例えば、一般の人たちはこのぐらい取ってて、久喜市ではこれだけ取ってるから、久喜市は進んでますよというような。この数字だけを見ると、一般の人もこれだけ取ってもいいというか、取りたいというか、そっちに走って、万が一、そういうシステムの無い会社で取りたいと主張したときに、どういう立場になるかとか、余計なお世話ですけどそんなことも考えたり。

だから、確かに世の中がこれだけ取れるようになっていきます、というのはいいですけど、そういうふうには取らなかった場合が、そういうこちらの意図がわかるような、その載せ方というか、一般ではこのぐらいですけど、久喜市はこれだけ取ってるので、久喜市が進んでますと示すのであれば、全国平均みたいなものがあったりとか、逆に、今おっしゃったように、市の職員が久喜市に限らず、全国平均みたいなものがあるのでしたら、一般企業はこれぐらいで、公務員の方はこれぐらいとか。

よく公務員はいろいろデータが出てきますよね。それで、都の職員と地方の職員とでボーナスの時に差が出ますよね。そういうので、大変失礼なんですけど、その方がま

だ、市民の皆様には何を意図してるのかとか、こんなに久喜市の方は取れてるのかとか、最新を行ってるのかとか、そういうのがわかりやすいのかなという感じがするので、今の会長がおっしゃったように、この数字だけを見たときにどう感じますかということだと、私、個人的にはそういうふうに感じました。

○**稲葉会長** とてもいいご指摘です。要するに、これ、久喜市だけではなくて、いろんな行政でやってるのですけれども、やっぱり中村喜美子委員がおっしゃったように、規範となるべき目標なんで、役所はこういうふうに頑張っているよ。だから、育児休暇だけではなくて女性の管理職登用率だとか、そういうのは、全国で推進してますよね。

ただ、そうすると、僻むって言ったらおかしいけど、役所は大きい企業だし、公務員はいいなというふうに穿った考えをする人もいますけども、あえて、役所はここまでやってるのだから、一般の企業もそういうふうにして、個人的にも頑張って取ってくださいということをやっているというのが1点で、だから、目標値の設定の仕方、他の自治体、埼玉県の例えば平均の取得率と比較してだとかね。そういうのがあれば、わかりやすいということですね。

また、誤解を与えないようにね。この中には、実は、1日だけ取得した人も入っているわけです。逆に、1週間以上の取得を目標にするとかですね。どういう表現にするかは別として。

○**立川副会長** 今のところなんですけど、指標項目に、前は、（久喜市特定事業主行動計画）というのが、市の男性職員の育児休業取得率のところにあるのですが、今回はこれはあえて削除されているのでしょうか。

それから、私、聞いていて、114.3%の現状があって、目標値100%を設定する意味があるのかな、と思ってしまったのです。今、100%でも、これからもずっと100%あるべきだということで、あえて載せるという方法もあるんですけど、100%を超えている現状があるのに、目標値100%というのを出す意味があるのかなと。であるなら、やはり一般的な市民意識調査から出てきている、まだそこに達していない一般企業の、連続1ヶ月以上取得とかっていう数値を活用された方が、私たちがこれから家庭における男性の参画支援をするときの目標、それからあと施策の測り方、効果について把握するにはいいのではないかなと考えています。

○**佐藤補佐** 市の男性職員の育休取得率の特定事業主行動計画につきましては、令和6年度が、今のところ示されてる最終目標ということで人事課に確認をしております。その目標値では、80%になっているそうです。人事課の考えとしては、行動計画で80%を目標値にしているの、次の男女の計画の中で、特定事業主行動計画という文言を載せてしまうと、80%を超える数値を目標にはできないだろう、とのことで、この括弧書きのところは今回削除しました。この数値を載せる意味につきましては、先ほどから皆さんがおっしゃっている通り、超えていても、そこを目指さなくてはいけないという考えに基づいて、今、記載しております。

また、育休取得の他に、その上の保育所待機児童数、こちらも今、待機ゼロになっております。ずっとゼロを目指すべきだろうというところで載せているのですが、やはり皆様のご意見を踏まえて、今後どういうふうにするかは検討して参りたいと思います。

○**稲葉会長** 議論をしたのだけれども、実は、市民意識調査の72ページに、久喜市の中の育児休業取得率がございますね。育児休業機会のある方が31.1%。この辺の目標、あえて市の目標値を出さなくても、こっちを目標値として出した方がいいのではないですか。

○**佐藤補佐** 市の男性職員の育休取得率というのは、第1次計画からずっと目標値になっていたと思います。また、県の計画でも同じ項目を扱っています。大体どこの市町村もここは使っているところなので、そのまま引き継いで来たものなんですが、変えても問題はないかと思います。

○**稲葉会長** そうですね。それで、先ほど100%がどうという議論もありましたけれども、要するに、1日でも取得した人が入ってるわけだから、本当はよくないけど一応100%という目標にはもう達してる。要するに、重点施策ではないけれども、わざわざここに期待して対策を打ちますということですよ。だけど、そうじゃなくても、従来と同じ対策を打っていれば、100%が維持できるのであれば、あえてここに載せる必要は無いと思いますよ。県がやろうとやるまいと、別に久喜市はこういうところに載せなくても、ちゃんと推進して100%以上できます。

でも、本当は違うよね。1日だけでも取ったって仕方ない。本当は違うのだけれども、だからそれを本当は、市が規範となるからなんだけれども、本当は市民の人達が取れるような、そういう目標値にして、いろんな事業所に働きかけをするんだよね。いろいろあるじゃないですか、よろしくお願いします、チラシ1枚でもいいわけだけど。講習会とかね。どこでも就業規則に入れるようにはなってるのだけだね。でも、中小のところはなかなかできないのだからね。でも、そういう啓蒙を事業者に対してしますとかって対策に結びつけば、目標値は変えていいかなと思います。

では、Ⅲの方に行きたいと思いますんで、質疑をお願いいたします。

○**立川副会長** 下から2番目のデートDVのところなんですけれども、この58.7%はどういう数字から来てるのかしらと思ひまして、意識調査をちょっと見ましたら、言葉を聞いたことがあるだけではなくて、詳しく知ってとか、そういったものも全部含まれた割合なので、上の男女共同参画の周知度と同じように、デートDVの周知度という項目でもいいんじゃないかなと思いました。

○**稲葉会長** 私の方から、目標値の自主防災組織の組織数。163を175にということですがけれども、これは、対象の地区が175あるけれども163しかできてないということかもしれないのだけれども、今の防災の課題というのは、前回の現状と課題を出していただいたときに、男女共同参画の視点に立った防災の推進が課題ですよ。これを解決しないとイケないんですよ。これを解決するために、防災組織数を増やせば解決できるのか。

例えば、本当はもう少し深掘りしなきゃいけない男女共同参画の視点に立った防災っ

ていうのは、先ほど申しました、今、久喜市で一番防災上の観点は、地震でも何でもありませんよね。洪水なわけです。だけど、洪水で避難所に行きました。避難所の鍵が開かなかつたとかそういうこともありましたけど、でも、女性の観点に立った避難所の対策とかね、トイレの問題だとか、そういうものを解決するのが一番かなと。これはデータが無いけど、感覚的に思ってるわけですけどもね。

目標値を立てて、それを啓蒙でもいいのでチラシを配って各防災組織に、こういうことを検討してください。それは、市で出来ることはこういうことをやりますけども、女性の観点に立ってやってくださいというようなことをPRして啓蒙するのもいいわけですね。そういう目標値の方がよろしいのではないかなというふうに思いました。

○中村美恵子委員 1番上のがん検診の受診率なのですけれども、すべての人が安全・安心に暮らせるまちづくりとして、健康増進ということで、がん検診の受診率の向上するのはすごく必要なことだと思うのですけれども、男女共同参画という観点からすると、これも数値目標に掲げる基準がどうなのかなっていうところを感じてます。

○佐藤補佐 健康の分野につきましても、男女の計画の中では重要な項目の一つと考えております。これまでも特定健診の受診率として使用項目で挙がっておりました。それに代わるものが要するところで、総合振興計画に合わせた指標項目を記載しておりますが、もし皆様のご意見の中で、ご審議の中で、ここは除いてもいいのではないかとということであれば、削除することも可能でございます。

○稲葉会長 皆さんからご意見をいただければありがたいですが、ご意見がなければ事務局で検討してもらいますけれども。

○植竹委員 今のがん検診のお話ですけど、そのまま第2次計画の時の特定健康受診率をそのままこっちに移すっていうのは、出来ないんですか。

○佐藤補佐 先ほども申し上げましたが、国民健康保険課に確認したところ、この健康診査の受診率という目標値は、国からそれぞれの市町村に対して目標値が示されているそうです。それで、今後の目標値がまだ示されていない、ということで、特定健康診査の受診率を指標項目に持ってくることは少し難しいかなというお話をいただきました。そうした中で、市全体の総合振興計画との整合性という点から、総合振興計画の中の指標項目になっているがん検診の受診率を記載したものでございます。

ですので、特定健康診査の受診率を引き続き第3次計画の指標とするのは、今現在の時点では少し難しいかなと思っております。

○中村美恵子委員 例えば、胃がん検診とか肺がん検診とかが、女性の方が著しく受診率が低いとかっていうことであれば載せる意味もあるのかなという気はするんですけども、全体の受診率であるならば、載せる必要性はどうだろうかと思ってるんです。

○稲葉会長 それでは、こちらの方も事務局でぜひご検討いただきましょう。

はい、よろしいですか。

それでは、議題は以上にしたと思いますけど、よろしいですね。

1点だけ、先ほどのスケジュールの関係で、事務局から説明がございました、次回の審議会で、素案を出していただいて、それを審議して、次の審議会の前に皆さんに、郵送をいただく、ということで今の予定は立っておりますから、そういうことでお願いをした方がよろしいですね。それで、郵送していただいて、このように修正しました、じゃあ、それに対してはもう意見なしということで、次のスケジュールに移っていただくという、そういうことになりますね。

○佐藤補佐 今日の内容につきましては、皆様のご意見を踏まえて、修正させていただいたものを、なるべく早くお送りしたいと考えております。

次回の審議会は8月を予定しております。その直前になってしまうかと思うのですが、計画がほぼできた形の素案を、皆様のお手元に郵送でお届けしたいと思えます。第2回の審議会で、その素案に対してご審議をいただきまして、その修正案を、パブコメの前に、皆様にまた郵送させていただきたいと思っております。

第2回の審議会以降にご審議をいただく場というのはございませんが、第2回の審議内容を踏まえた修正案をお送りします。また、それに対するご意見をいただける時間的余裕がありましたら、それに対してもご意見をいただいて、また修正を重ねるということも可能かと考えております。

パブリックコメント前に、素案としては固めたいというふうに考えております。

○稲葉会長 はい、ありがとうございます。他に無ければ、以上で、本日本日予定していた議題は全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

○坂東参事 長時間に渡りましたが、稲葉会長におかれましては議事の進行ありがとうございます。それでは、次第の4、その他でございますが、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

それでは、事務局の方から次回の会議予定について、ご連絡をさせていただきます。

次回、第2回目の審議会につきましては、8月ということをお願いしたのですが、8月19日、金曜日午後からの開催を予定しておりますので、ご連絡させていただきます。また、詳細については、後日改めて皆様に、文書にてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。万が一、ご都合の悪い方いらっしゃいましたら、事務局までお知らせいただけますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

それでは次第の5、閉会のご挨拶を立川副会長をお願いいたします。

○立川副会長 本日は長時間にわたりまして、この第3次計画についてご議論いただき、ありがとうございます。回数はこの後、決して多くはありませんが、もう1回、8月に内容の濃い議論をしていきたいというふうに考えております。次回は8月19日金曜日の午後だそうです。皆さん、どうぞご予定を入れていただきまして、ご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1回久喜市男女共同参画審議会を終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○坂東参事 それでは以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。

大変、お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 4年 6月17日 石井 敦子

稲葉 敏夫

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。